

専決処分関係資料（損害賠償の額を定めること及び和解のこと）

- 1 損害確認日時 令和4年11月2日（水）午後4時頃
- 2 損害発生場所 相手方敷地内
- 3 損害賠償の相手方 加古川市在住 個人
- 4 損害の概要 浜の宮保育園に生えている木の根が、隣接する相手方の住居敷地内の給水管に接触し、給水管の一部を損傷した。
- 5 損害の程度 相手方 物的損害 給水管の一部
- 6 過失割合等 市：100 相手方：0
専決日：令和4年12月28日 示談成立日：同年12月28日
- 7 損害賠償の額 27,500円
- 8 予算措置等 当該事故に関する損害賠償金27,500円については、本市が加入する全国市長会学校災害賠償補償保険契約に基づき、保険会社より相手方に支払われる。